

令和8年9月17日

入札参加者 各位

日野町企画振興課長
(担当：情報政策担当 奥野)

工事等質問書に係る回答について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

工事（業務・物品）名		令和8年度 第68－役企1号 閉域モバイル通信環境賃貸借業務（長期継続契約）	
工事（業務・納品）場所		滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目	
番号	仕様書等頁 図面等番号	質問事項	回答
1	仕様書 9.(1) 機器等の 調達にかかる選 定基準	仕様書記載の JC-STAR (★1 以上) 取得要件について、現時点では認証取得製品が限定的であるため、当該認証を未取得であっても、他の仕様要件を満たす製品については、市が適切と認める場合に限り提案可能と理解してよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおり。
2	仕様書 9.(1) 機器等の 調達にかかる選 定基準	仕様書に、クラウドサービスについては ISMAP 又は ISMAP LIU への掲載、ソフトウェアについてはデジタルマーケットプレイスカタログサイトへの登録を求める記載がありますが、本調達範囲にはクラウドサービス及びソフトウェアは含まれていないとの理解です。 このため、本件ではクラウドサービス及びソフトウェアの提案は必須ではなく、これらを提案しない場合には当該要件は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	仕様書 5.調達範囲	閉域 SIM カードのモバイルルーターへの挿入（キッティング）は本町にて実施するとありますが、モバイルルーターにおける APN 設定、プロファイル設定、管理画面パスワード設定、ファームウェア更新、通信確認等については、受注者実施範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	モバイルルーターの設定については受注者の実施範囲に含まれるものとする。
4	仕様書 5.調達範囲	調達範囲の中で、サービス利用部分と賃貸借部分が分けられていませんが、サービス利用の部分については、サービス提供事業者との直接契約、もしくは三者契約となる認識でよろしいでしょうか？	サービス利用部分と賃貸借部分をあわせ、落札業者と二者契約とする。

		※リース品はモバイルルーターのみ (CE ルータは事業者からのサービス提供)、月額サービス利用料については、リース会社からの代行請求となる想定です。	
5		事前に契約書案をご提示していただくことは可能でしょうか。 また本件はサービス利用を含む契約となるため、サービス提供事業者を含めた3者契約になる認識でよろしいでしょうか。	契約書案については別紙のとおり。 契約方法については回答4のとおり。
6	仕様書 4.契約期間およびサービス提供開始期限等	期間満了後、機器は引取りとなるでしょうか。無償譲渡となるでしょうか。無償譲渡となる場合、今回 CE ルータはサービス提供となるため譲渡の対象となりませんが、それ以外の機器を譲渡という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
7	仕様書 4.契約期間およびサービス提供開始期限等	賃貸借料のお支払いは、当該月分を翌月末(毎月払い)にお支払いしていただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
8	仕様書 4.契約期間およびサービス提供開始期限等	予算の削減等の理由により本契約が解除となった場合、残期間分の賃貸借料はお支払いいただけるでしょうか。	仕様書記載のとおり、本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約のため、予算の減額や削除を理由として契約解除となった場合、残期間分の賃貸借料をお支払いすることはできない。
9	入札書	入札書に記載する金額は、総額(60ヶ月分)の税抜でお間違いないでしょうか。	入札金額には月額料金(税抜)と総額(60ヶ月分・税抜き)を記載すること。
10	公告 2.入札参加要件(3)	同種の契約実績は、連携している導入業者からの提出でも問題ないでしょうか。	応札しようとする者が受注者として契約実績があること。
11	その他	機器の導入、設定作業等はリース会社から導入業者様へ再委託することを想定しております。その際に再委託申請書の提出は必要でしょうか。	再委託する際は再委託申請書を提出すること。

賃貸借契約書

収 入
印 紙

1. 件名

2. 設置場所

3. 契約期間 契約締結の日 から 令和 年 月 日 まで

4. 契約金額 金 円
(消費税および地方消費税は含まない)

5. 契約保証金 免除

6. 業務内容 別冊仕様書による。

7. その他

上記の賃貸借について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)および日野町における長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成24年条例第23号)に基づく契約であることを委託者と受託者とが確認し、疑義が生じた場合は、当該法令その他の関係法令の主旨に基づいて双方協議の上解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者および受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

氏 名 日野町
日野町長 堀江 和博 印

受 注 者 住 所

商号または名称

氏 名 印

契約番号：

(総則)

第1条 発注者および受注者は、頭書の契約書（以下「契約書」という。）、別冊「仕様書」およびこの契約条項に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記のない事項があるときは、発注者および受注者が協議して定める。

(契約の目的)

第2条 この契約は、発注者および受注者が物件を賃貸借し、発注者の使用に供するとともに、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つために保守を行うことを目的とする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、月額 金 円（消費税および地方消費税相当額を除く。）とする。

(賃貸借料の支払)

第5条 受注者は、賃貸借月ごとに賃貸借料を発注者に請求できるものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、賃貸借料に消費税および地方消費税相当額を加算し、その日から30日以内に支払わなければならない。

3 契約期間内において、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用して支払うものとする。

(物件の搬入出等)

第6条 物件の搬入および設置または搬出（以下「搬入出等」という。）は、発注者の指示により受注者の責任において行い、搬入出等に要する費用は受注者が負担するものとし、設置場所の使用料については免除とする。

(物件の検査)

第7条 発注者は、受注者から物件の納入を受けたときは、10日以内に物件の規格、仕様、性能等について検査しなければならない。この場合において、検査に合格しなかったときは、発注者は受注者に物件の修理または取替えを請求することができる。

(保守管理の実施)

第8条 受注者は、物件が常時正常な状態で使用し得るように保守管理を行うものとする。

(物件の所有権)

第9条 物件の所有権は受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、契約履行の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

(内容の変更等)

第12条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、または契約を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料または賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者および受注者が協議し、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなけ

ればならない。この場合の賠償金額は、発注者および受注者が協議して定めるものとする。

(損害のために必要となった経費の負担)

第13条 賃貸借の処理に関し発生した損害（第三者におよぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要となった経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者および受注者が協議して定める。

(遅延利息)

第14条 発注者の責めに帰する事由により、第5条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、受注者は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(予算の減額または削除に伴う解除等)

第15条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、または解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更または解除しようとする会計年度の予算議決日以降直ちに、受注者に通知するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されないときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、第15条のほか、自己都合によりこの契約を解除するときは、書面をもって受注者に通知するものとする。

3 前項の場合において、契約の解除により受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対し損害賠償を求めることができる。この場合の賠償額は、受注者および発注者が協議して定めるものとする。

(違約金)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により発注者が前条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者は、賃貸借料の総額（消費税および地方消費税相当額を除く。）の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(物件の返還)

第18条 第3条の規定により賃貸借期間が終了したとき、または第15条もしくは第16条の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者は物件を速やかに受注者に引き渡さなければならない。

(その他の事項)

第19条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については、日野町財務規則（平成14年日野町規則第17号）その他の法令の定めるところによるものとする。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者および受注者が協議して定めるものとする。